

学童保育室とは

保護者の就労等により放課後に適切な保護を受けられない、羽生市に居住する小学校1年生から3年生を中心として、遊びと生活の場を提供する事業です。

入室の対象となる児童

以下の(1)から(4)の条件を満たしている必要があります。

- (1) 羽生市に居住する小学生
- (2) 保護者の勤務時間が以下の条件を、日曜日を除き週4日以上(4年生以上は週5日以上)満たしていること
 - i) 1年生・2年生 …保護者の勤務終了時間が午後3時以降
 - ii) 3年生・4年生 …保護者の勤務終了時間が午後4時以降
 - iii) 5年生・6年生 …保護者の勤務終了時間が午後5時以降
- (3) 児童が学童保育室を利用する日が週4日以上(月16日以上)あること
- (4) 正当な理由なく学童保育料を2か月以上滞納していないこと

※障がいのある児童についてはご相談ください。

※求職活動中の利用はできません。

※保護者の方が育児休暇を取得した場合、年度内の継続利用は可能ですが、次年度(4月1日)の入室申し込みについては、(4月1日)より復職の方が対象となります。

※児童の帰宅時間帯に保護者が家庭にいる場合は入室対象外です。

※長期休業期間の利用のみ希望する場合は、(2)の条件が変わる場合があります。

選考方法

提出された申請書類に基づき入室選考を行い、保育の必要性の高い低学年の児童から入室を決定します。定員以上の申請があった場合等、入室基準に該当していても入室ができない場合がありますので、予めご了承ください。また、学童保育料の滞納がある場合は、入室できない場合があります。

※新年度受付の最終締切日は、令和8年12月28日(月)です。

申請に必要な書類

以下の書類をすべて揃えて、決められた受付期間内に申請してください。

不足書類がある場合は、受付できません。

●必ず提出する書類

No.	書類名	提出枚数	備考
1	学童保育室申請書	児童 1 人につき 1 部	年度内の再入室申請の場合は、再入室用の申請書が別途あります。お問合せください。
2	家庭状況調査票		
3	入室申請に係る確認書		
4	申請チェックシート		
5	アレルギー調査票	児童 1 人につき 1 部	アレルギーがない児童も含め、全員が提出してください。 アレルギーがある児童は、詳細に記入してください。
6	保育を必要とすることを証明する書類 (父母等保護者分)	児童 1 人につき 1 部 ※きょうだい同時申請の場合は、コピー可。	就労:就労証明書(発行 3 か月以内) (自営業は、開業届等の写しも添付) 就学:在学証、時間割等の写し 疾病・障がい:医師の診断書(※保育が困難な旨の明記がされたもの)、障がい者手帳等の写し 出産:母子手帳の写し

※証明書類の内容に不明な点等がある場合は、市から証明書作成者へ問い合わせする場合があります。

●該当する方のみ提出する書類

No.	書類名	備考
1	令和 8 年度 市町村民税額を証明するもの (父母等保護者分)	令和 8 年 1 月 1 日時点で羽生市に住民票がない場合、提出してください。 (課税・非課税証明書 該當時点に住していた市区町村で取得可能) ※すでに提出済の方で、税額等変更がない場合には提出不要です。
2	申請児童の診断書や療育手帳等の写し	医師による診断や障がい者手帳の交付を受けている場合に提出してください。
3	生活保護受給者証の写し	生活保護受給世帯の方は、 <u>受給者証の写し</u> を提出してください。

開室時間

開室時間は、以下の通りです。勤務状況により、申請し認められた場合は保育時間を延長できます。
(延長保育時間及び料金は各学童保育室により異なります。)

	開室時間	延長保育時間
平日	学校下校時～午後6時	学校下校時～午後7時
長期休業日等	午前8時30分～午後6時	午前7時または7時30分～午後7時
休室日 日曜日・祝日・年末年始等 ※各学童保育室により休室日が異なります		

※送迎の時間は、保護者の勤務時間に応じてお願いします。

※時間内にお迎え等が間に合わない場合は、ファミリーサポート等をご利用ください。

※土曜日の利用については、事前に土曜学童保育の書類の提出が必要です。

※土曜日は、合同学童保育を行っております。詳細はお問合せください。

学童保育料

i) 学童保育料（令和8年度より月額料金に変更となりました。）

区分		学童保育料(月額)
生活保護世帯		無料
当該年度分の市町村民税非課税世帯		無料
当該年度分の市町村民税均等割額のみの課税世帯		2,000 円
当該年度分の市町村民税額所得割額が、次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	4,000 円
	48,600 円以上 77,600 円未満	6,000 円
	77,600 円以上 145,000 円未満	8,000 円
	145,000 円以上 187,000 円未満	9,000 円
	187,000 円以上	10,000 円

ii) 保育料の算定

- ・学童保育料は、世帯の市町村民税額によって決定します。
- ・4月～8月は令和8年度分市町村民税額、9月～3月は令和9年度分市町村民税額により決定します。
- ・税額は、保護者の方の分(ひとり親で非課税の方で、同居の祖父母がいる場合は家計の主宰者を算定に含めます)を合算します。
- ・同一世帯において2人以上の児童が利用する場合、2人目以降の学童保育料は半額になります。
- ・月の途中で退室する場合は、その月の10日までに届出した場合は、日割り計算になります。

※退室にあたり、退室届の提出がない場合は欠席扱いとなり学童保育料が発生しますので、ご注意ください。
※市町村民税が未申告の方、根拠となる税額の資料が未提出の方は、学童保育料は最高額で決定します。

iii) 保育料の納付

学童保育料の支払いは口座振替をご利用ください。振替日は、月の末日です。ただし、振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日になります。口座振替依頼書は、市役所児童保育課又は市内の金融機関に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードいただけますので、口座振替のお手続きにご協力ください。

その他に掛かる費用

i) おやつ代

月 2,000 円程度(各学童保育室によって異なります。) ※原則、日割り計算はしません。

ii) 傷害保険料

入室児童は必ず加入します。保険代(年額)が実費負担となります。(各学童保育室によって異なります。)

ii) その他

イベント等、各学童保育室によって必要な時に集金する場合があります。

保護者の届出義務

i) 退室

退室するときは、その月の10日(10日が土・日・祝日の場合は前日)までに必ず退室届を羽生市児童保育課へ提出してください。

学童保育料は、退室日までの日割り計算となります。退室届の提出がない場合は、欠席扱いとなり学童保育料が発生しますのでご注意ください。

また、次に該当すると認められた場合は、退室をお願いすることがあります。

- ① 無断欠席が5日以上続くとき、または欠席が15日以上続くとき
- ② 学童保育料又は実費負担額を滞納したとき
- ③ 集団生活に適應できないとき(集団生活が困難、他の児童や放課後支援員に危害を加えたなど)

ii) 休室

原則、休室は認めておりません。ただし、夏休み期間については休室が可能です。学童保育料が日割り計算で減額となります。手続きについては、5月中旬頃に別途ご案内します。

iii) 変更 (市の窓口にて、変更届を記入のうえ、速やかに提出してください)

- ・児童または、保護者の住所及び氏名に変更があったとき
- ・保護者の勤務先、勤務時間等、就労状況に変更があったとき(就労証明書の提出必須)
- ・家族構成(同居人を含む)に変更があったとき

※携帯電話等の連絡先に変更があった場合は、所属の学童保育室に必ずお知らせください。

利用に関する注意事項

- (1) 学童保育室は集団生活の場です。集団生活に適応できない場合(集団生活が困難、他の児童や放課後支援員に危害を加えたなど)や、保育料・おやつ代の滞納など、児童や保護者がルールを守らない場合は、学童保育室を退室していただく場合があります。
- (2) 保護者の方は、勤務が終わり次第、お迎えをお願いします。送迎は原則、保護者の方となります。(お仕事の都合上ファミリーサポート事業を利用している場合は、依頼している方でも可です)
- (3) 欠席する場合は、必ず学童保育室に連絡してください。
- (4) 学童保育室は、保護者が就労等で家庭にいない場合に利用ができます。そのため、保護者の仕事がお休みの日は、親子の触れ合いの時間をもつように家庭保育をお願いします。
- (5) 台風や降雪、地震などにより児童の安全を確保することが困難であると判断した場合、閉室する場合があります。
- (6) インフルエンザなどの感染による学級・学年閉鎖の場合、感染拡大防止のため、対象となる学級・学年に在籍する児童(感染していなくても)も登室できません。

市内学童保育室一覧表

学童保育室名	定員	住所	電話番号
羽生南第1・2学童保育室	60名	羽生市南 6 丁目 5 番地 1(羽生南小内)	048-561-3599
羽生北第1・2学童保育室	80名	羽生市北 2 丁目 1 番 1 号(羽生北小内)	048-563-5013
岩瀬第1・2学童保育室	80名	羽生市中岩瀬 627 番地 2(岩瀬グラウンド)	048-563-4365
新郷第1学童保育室	40名	羽生市上新郷 5716 番地(新郷第一小内)	048-561-1481
新郷第2学童保育室	40名	羽生市下新郷 1099 番地(新郷第二小内)	048-562-5130
川俣学童保育室	30名	羽生市大字本川俣 629 番地(川俣小内)	048-561-1070
羽生東第 1・2 学童保育室	70名	羽生市藤井上組 270 番地(羽生東小内)	048-577-3605
南羽生第 1・2 学童クラブ	80名	羽生市上手子林 76 番地 3(きむら認定こども園内)	048-565-2114
すかげ児童クラブ1・2	80名	羽生市須影 745 番地 5(須影保育園内)	048-561-1029

※公立学童保育室は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社により運営しています。

※夏休み期間中のみ分室を開く場合があります。

※羽生東第 2 学童保育室は、一時移転が継続となる場合があります。

問い合わせ

羽生市 児童保育課 児童保育係 TEL 048-561-1121(内線 175~178)